

日バス協技第163号  
令和3年4月13日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会  
理事長 石指雅啓

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための  
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

平素より当協会の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン(以下「新型コロナワクチン」という。)接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定とされておりますが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体において、貸切バス事業者の貸切バスを新型コロナワクチン接種会場として活用される際は接種会場として活用する自治体及び貸切バス事業者の管理体制の下、適切な運用がなされるものにあつては、恒久的に変更されるものではないことから、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、記載事項の変更を行わずに活用できるよう、別添のとおり、国土交通省自動車局整備課長より地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知されておりますので、貴協会においてもご了知いただくとともに、貴協会傘下バス事業者に対して、周知及び協力を依頼していただくようお願いいたします。

(問い合わせ先)  
公益社団法人日本バス協会  
技術安全部 田中・横山  
TEL : 03-3216-4015